情報セキュリティ管理規程

トランスシティコンピュータサービス株式会社

情報セキュリティ管理規程

今日の高度情報化社会において、情報システムの破壊･不正使用・改ざんはそのまま企業活動の停止をも意味する。当社は、このような情報にかかわる脅威から情報資産を守るためここに情報セキュリティ管理規程(セキュリティーポリシー)を制定する。

第１章 総 則

（目 的）
第１条 この規程は、コンピュータウイルスや情報システムへの不正アクセスなど、本会社への情報にかかわる脅威に対してセキュリティ対策を施すことの必要性を認識し、本会社の情報資産に対して適切なセキュリティを確保することにより、事業活動を正常かつ円滑におこなうことを目的とする。この規程により本会社の情報資産を適切に保護するための最低限度の要件および責任の所在を明確にし、情報資産の漏洩、誤用、および損失を未然に防止するとともに取引先からの信頼性の確保を図るものとする。

（用語の定義）
第２条 この規程に用いる用語の定義は、つぎのとおりとする。
(1) 「セキュリティ」とは、情報資産の機密性、完全性、可用性を確保することをいう。
(2) 「情報」とは、情報システムへ入力・保存された情報および画面または帳票に出力された情報をいう。また、入力前の情報および伝送途中の情報を含み、情報にはデータも含むものとする。
(3) 「情報資産」とは、情報および情報を管理する仕組み（情報システムならびにシステム開発、運用、および保守のための資料等）の総称をいう。
(4) 「情報システム」とは、ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク、および記録媒体で構成され、これら全体で業務処理をおこなうものをいう。
(5) 「取扱者」とは、情報システムおよび情報を取り扱う者であり、役員、社員、派遣社員、パート、外部委託先の従業員などすべての者をいう。取扱者には、情報システムやネットワークの管理者に限らず、その利用者を含むものとする。
(6) 「機密性」とは、情報資産が第三者に漏れないようにすることをいう。
(7) 「完全性」とは、情報資産が正確・完全に維持され、不正によって改ざん・破壊されないことをいう。

(8) 「可用性」とは、情報資産が定められた方法でいつでも利用できることをいう。

（適用範囲）
第３条 この規程の適用範囲は、つぎのとおりとする。
(1) この規程は、情報、ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク、およびこれに関連する機器、設備などの取扱者に適用する。
(2) 前項にかかわる業務を外部に委託する場合は、この規程に準拠した内容の契約を締結し、外部委託先に対してもこの規程を遵守させることとする。
(3) 取引先が、本会社のネットワークに接続された機器を使用し、情報システムを利用する場合は、この規程に準拠した内容の契約を締結し、この規程を遵守させることとする。

第２章 管 理 体 制

（情報セキュリティ管理体制）
第４条 本会社の情報セキュリティ確保のために、執行役員をセキュリティ管理責任者としておく。
２ 情報セキュリティ管理の主管部門は、システム事業部とする。

第５条 セキュリティ管理責任者は、セキュリティ確保のために、つぎの職務をおこなうものとする。
(1) 本会社の情報セキュリティに関する方針の策定および実施
(2) 実施のための具体的な取扱基準および手引の策定と見直し
(3) 本会社のリスク分析・評価
(4) セキュリティ担当者および取扱者に対する情報セキュリティ教育
（セキュリティ担当者）

第６条 セキュリティ管理責任者は、「セキュリティ担当者」を任命し、セキュリティ確保に努めるものとする。
２ セキュリティ担当者の職務は、つぎのとおりとする。
(1) 各グループにおける情報セキュリティの確保
(2) 各グループにおける情報セキュリティ管理規程および基準などの周知徹底
(3) 各グループにおける情報セキュリティの問題発見およびセキュリティ管理者への連絡

第３章 取 扱 者 の 義 務

（守秘義務）
第７条 取扱者は、情報システムの企画、開発、運用、および利用に際して知得した情報およびノウハウなどは、業務上必要な場合を除き第三者に開示・提供・漏洩してはならないものとする。

（注意義務）
第８条 取扱者は、情報システムの企画、開発、運用、および利用において、事故および障害が発生しないように、善良な管理者の注意をもって業務を行うものとする。

（事故・障害の連絡）
第９条 取扱者は、情報システムの企画、開発、運用、および利用において、事故および障害などが発生した場合、または発生が予測される場合は、直ちにセキュリティ担当者に連絡するとともに、可能な範囲で復旧のための応急措置を講じるものとする。

（関係法令等の遵守）
第 10 条 取扱者は、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法など情報セキュリティに関連する法令などを遵守すること。

（規程の遵守義務と罰則）
第 11 条 取扱者は、情報システムやインターネットの利用に際して、この規程を遵守するものとし、規程を遵守しない場合は、情報システムの利用制限、または「就業規則」にもとづく処分などを受けることがある。

第４章 管理ならびに運用

（情報の管理）
第 12 条 本会社が所有する情報について、その重要度を評価・分類し、重要度に応じた管理を行い、情報の漏洩、破壊、改ざんなどを未然に防止するものとする。

（情報システムの企画および開発）
第 13 条 情報システムの企画および開発に際しては、会社の事業活動における情報シス

テムの重要性に応じて、必要なセキュリティ機能を織り込むものとする。

（情報システムの運用管理）

第 14 条 情報システムの運用にあたっては、会社の情報システムを正常かつ安定して稼動させ、会社の事業活動に資するために、情報システムのセキュリティ確保を図るものとする。

（情報機器および設備の設置）

第 15 条 情報機器および設備の設置をしようとするときは、あらかじめ定められた手続きに従っておこなうものとする。

２ 情報機器・設備をセキュリティ管理責任者の許可なく、ネットワークに接続してはならない。

（アクセス管理）

第 16 条 情報、ソフトウェア、ハードウェア、およびネットワークに対するアクセス管理を厳重におこない、権限のないものによるアクセスを防止するものとする。

（外部委託）

第 17 条 情報システムにかかわる業務を外部に委託する場合は、この規程に定めるセキュリティを確保するために、この規程に準拠した委託契約を締結し、開示・提供・貸与する情報ならびにハードウェアなどの利用制限をおこなうものとする。

（運用基準）

第 18 条 セキュリティ管理責任者は、情報セキュリティを確保するための対策として、取扱者に対し、具体的な手順、手続きについて指示するものとする。

（教 育）

第 19 条 セキュリティ管理責任者は、取扱者に対し、情報社会の脅威ならびにセキュリティの必要性、この規程にもとづく具体的な手順、手続き、および遵守事項について教育を実施し、周知徹底を図るものとする。

付 則

（施行年月日）

この規程は、平成２７年１０月１日より施行する。